

子吉小学校いじめ防止基本方針

〔いじめに対する基本的な考え〕

- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもでも被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- いじめは、加害者と被害者の二者関係だけでなく、いじめを認識していながら何もしないことも問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

〔いじめ防止対策委員会〕

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任等
- ・(必要に応じて) 学校運営協議会代表、PTA会長、スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) 等

〔いじめの防止〕

- すべての教育活動で、子どもが安心できる「居場所づくり」に取り組み、自己存在感や充実感を感じることができるようにする。
- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを指導する。
- 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に、人権意識の高揚を図る。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 道徳科で、人としての「優しさ」「思いやり」等に触れることによって、自分自身の生活を振り返り、いじめを生まない心情を育成する。また、道徳科の授業を保護者や地域の方に公開したり、通信等で知らせたりするなど、情報提供をする。
- 児童自らが諸問題を解決していく過程で、他者と関わる機会を増やし、健全な人間関係作りに努める。
- 体験活動を多く取り入れ、生命に対する畏敬の念、感動する心等に自らが気付くようにする。
- 児童主体の活動を取り入れ、互いのよさを認め合ったり、自己有用感を感じ取ったりできるようにする。

〔早期発見〕

- 視点を明確にしたチェックリストを活用し、複数の目で日常的に児童を観察する。
- 常に児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教師がいる」ことを目指す。
- 定期的なアンケート(無記名アンケートを含む)の実施と結果を共有する。
- 保護者との連携として、連絡帳や電話連絡での日常的な教育相談の他に、保護者面談(7月・12月)を行う。

〔いじめに対する措置〕

- ①いじめと疑われる事案を発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめが重大事態と認められる場合は、市教育委員会に直ちに報告する。

〔保護者や地域との連携〕

- 保護者、地域と学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- 生徒指導だより等による情報発信
- 相談窓口、相談機関を周知する。

〔関係諸機関との連携〕

- 必要に応じて、警察、児童相談所、子育て支援課、教育委員会の関係諸機関と連携して、課題解決に臨む。
- スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)との連携体制を構築する。